

小美玉市シティプロモーション推進懇談会設置条例

(設置)

第1条 市が実施するシティプロモーションの施策について、市、市民及びシティプロモーション関係団体（以下「関係団体」という。）の連携により、円滑かつ総合的な推進を図るため、小美玉市シティプロモーション推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) シティプロモーションの指針の策定に関すること。
- (2) シティプロモーションの施策の推進に関すること。
- (3) その他シティプロモーションに関し必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者又は当該団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 懇談会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、シティプロモーション担当部署において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。